

発想の転換による「遺産分割の工夫」によって相続開始後においても相続税を軽減することができることを、設例などを用いて解説しています。今回は、「相続の放棄を選択した場合の順位の変動と課税関係」について解説します。

1. 家庭裁判所における相続の放棄

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述し、家庭裁判所が相続放棄の申述を受理することによって相続放棄の法定効力が生じます（家事事件手続法39・別表第一95）。相続の放棄では、限定承認の場合と異なり、財産目録の提出は要しないし、理由を示す必要もありません。また、相続人全員が共同する必要はなく、相続の放棄をしたいと思う相続人一人一人が家庭裁判所に申述すればよいのです。

通常、相続放棄をしようとする者は、被相続人の相続財産において資産よりも負債が多い場合や、限定承認をしたいけれども相続人の一部の人だけが反対するためできないときなどに有効な方法です。しかし、資産が負債よりも多い場合であっても、相続放棄することができます。

相続放棄の手続は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内（熟慮期間内）に家庭裁判所に相続放棄申述書を提出して放棄しなければなりません（民法915①）。

2 相続の放棄による相続順位の変動

独身の子が死亡し、その子に子がいなかった場合には、第二順位の直系尊属（父又は母）が相続人となりますが、父母が相続の放棄をすると、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。

このような相続の放棄が行われることによって、父又は母の相続の際の相続税の負担軽減につながることもありますので、慎重に判断しなければなりません。

【設例】

1. 被相続人 長男（令和3年4月死亡）
2. 相続人 父（令和3年12月死亡）1人。なお、長男には、妹（甲）と弟（乙）がいる。
3. 長男の相続財産 その他の財産 12,000万円
4. 父固有の相続財産 現預金 20,000万円
5. 相続の放棄と遺産分割 父が相続の放棄をした場合には、長男の相続財産は甲と乙がそれぞれ1/2ずつ相続する。
6. 父の相続の遺産分割 甲と乙がそれぞれ1/2ずつ相続する。
7. 相続税の計算

（単位：万円）

	長男の財産を父が相続した場合			父が相続放棄した場合			
	長男の相続	父の相続		長男の相続		父の相続	
	父	甲	乙	甲	乙	甲	乙
その他の財産	12,000	(※1) 5,090	(※1) 5,090	6,000	6,000	—	—
現預金	—	10,000	10,000	—	—	10,000	10,000
課税価格	12,000	15,090	15,090	6,000	6,000	10,000	10,000
相続税の総額	1,820	6,992		(※3) 1,820		3,340	
各人の算出税額	1,820	3,496	3,496	910	910	1,670	1,670
相続税額二割加算	—	—	—	(※4) 182	(※4) 182	—	—
相次相続控除	—	(※2) △910	(※2) △910	—	—	—	—
納付税額	1,820	2,586	2,586	1,092	1,092	1,670	1,670
合計税額		6,992		5,524			

(※1) (12,000万円 - 1,820万円) × 1/2 = 5,090万円

(※2) 1,820万円 × 100/100 × (15,090万円 ÷ 30,180万円) × 10年 = 910万円

(※3) 相続税の基礎控除額の計算（相法15②）及び相続税の総額の計算（相法16）は、父の相続の放棄がなかったものとした相続人の数（1人）によって計算されます。

(※4) 甲及び乙は、配偶者及び一親等の血族以外の者であることから、相続税額の二割加算の対象者となります（相法18①）。

この設例の場合、父が相続の放棄をすることで、長男及び父の通算相続税は軽減されることとなります。

（文責：山本和義）